



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月30日火曜日 第2223号

◇ 目次 ◇

医師の指定.....	903
指定医師の辞退の届出.....	903
指定自立支援医療機関の指定.....	903
解除予定保安林（3件）.....	904
基本測量の終了の通知.....	904

道路の区域変更（一般国道317号）.....	904
道路の区域変更（県道波方環状線）.....	904
道路の供用開始（一般国道494号）.....	905

選挙管理委員会告示

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の公開に関する規程の一部改正.....	905
------------------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1340号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	市立八幡浜総合病院	来嶋大樹	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成22年11月1日
肝臓機能障害	内科	市立宇和島病院	清家裕貴	宇和島市御殿町1番1号	平成22年11月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	財団法人積善会附属十全総合病院	川田晃弘	新居浜市北新町1番5号	平成22年11月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	小野田正	今治市喜田村7丁目1番6号	平成22年11月1日

○愛媛県告示第1341号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視覚障害	眼科	市立大洲病院	西田雅宏	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	平成22年10月1日

○愛媛県告示第1342号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
さつき薬局	南宇和郡愛南町御荘平城3566番地	有限会社メディカルスタイル	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年11月1日

○愛媛県告示第1343号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字奈良207の4、222の2、222の3、222の4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1344号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市由良町乙282の6、乙282の7、乙282の10、乙282の11
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1345号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律

第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
松山市和気町二丁目891の1
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解除の理由
公園用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
松山市和気町二丁目891の1
- (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
- (3) 解除の理由
公園用地とするため

○愛媛県告示第1346号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（基準点現況調査及び電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成22年6月1日から
平成22年9月30日まで
- 3 作業地域 八幡浜市、大洲市、西予市、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町

○愛媛県告示第1347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字力石甲673番地から 同町龍岡上字力石甲673番地まで	旧	メートル 7.5～14.0	キロメートル 0.067	
			新	8.3～20.6	0.067	

○愛媛県告示第1348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	波方環状線	今治市波方町波方字石持甲1571番地12から 同町波方字石持甲1609番地9まで	旧	メートル 5.7～9.3	キロメートル 0.184	
			新	6.2～14.9	0.185	

○愛媛県告示第1349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年11月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2804番3から 同町笠方2797番2まで	平成22年11月30日
"	"	上浮穴郡久万高原町笠方2801番3から 同町笠方2801番3まで	"

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の公開に関する規程（平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成22年11月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>政治資金規正法に基づく文書 _____ の公開に関する規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の16第1項及び第20条の2第2項の規定に基づき、<u>法第19条の16第1項の規定による少額領収書等の写しの開示並びに法第12条第1項及び第17条第1項の規定による報告書、法第14条第1項（法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面並びに法第19条の14の規定による政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧及び写しの交付について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（書面の様式）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 法第19条の16第3項の開示請求書</td> <td>少額領収書等の写しの開示請求書（様式第1号）</td> </tr> <tr> <td>2 法第19条の16第8項の書面</td> <td>少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号）</td> </tr> <tr> <td>3 法第19条の16第9項の書面</td> <td>少額領収書等の写しの提出期間延長通知書（様式第3号）</td> </tr> <tr> <td>4 法第19条の16第11項の書面</td> <td>少額領収書等の写しの開示決定通知書（様式第4号）</td> </tr> <tr> <td>5 政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の書面</td> <td>少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書（様式第5号）</td> </tr> </table>	1 法第19条の16第3項の開示請求書	少額領収書等の写しの開示請求書（様式第1号）	2 法第19条の16第8項の書面	少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号）	3 法第19条の16第9項の書面	少額領収書等の写しの提出期間延長通知書（様式第3号）	4 法第19条の16第11項の書面	少額領収書等の写しの開示決定通知書（様式第4号）	5 政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の書面	少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書（様式第5号）	<p>政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の公開に関する規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。） _____ 第20条の2第2項の規定に基づき、 _____ 法第12条第1項及び第17条第1項の規定による報告書、法第14条第1項（法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面並びに法第19条の14の規定による政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧及び写しの交付について必要な事項を定めるものとする。</p>
1 法第19条の16第3項の開示請求書	少額領収書等の写しの開示請求書（様式第1号）										
2 法第19条の16第8項の書面	少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号）										
3 法第19条の16第9項の書面	少額領収書等の写しの提出期間延長通知書（様式第3号）										
4 法第19条の16第11項の書面	少額領収書等の写しの開示決定通知書（様式第4号）										
5 政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の書面	少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書（様式第5号）										

6 政治資金規正法施行規則 (昭和50年自治省令第17号)第14条の2の9第1項の書面	少額領収書等の写しの更なる開示申出書(様式第6号)
7 法第19条の16第12項の書面	少額領収書等の写しの不開示決定通知書(様式第7号)
8 法第19条の16第13項の書面	少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書(様式第8号)その1
9 法第19条の16第14項の書面	少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書その2

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書面を交付することによって行うものとする。

1 法第19条の16第5項の命令	少額領収書等の写しの提出命令書(様式第9号)
------------------	------------------------

2 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書面を添付することによって行うものとする。

1 法第19条の16第6項の提出	少額領収書等の写しに係る通知書(様式第10号)
------------------	-------------------------

3 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書面を提出することによって行うものとする。

1 法第19条の16第6項ただし書の通知	少額領収書等の写しに係る通知書
2 法第19条の16第16項の通知	国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書(様式第11号)

(公表)

第4条 法第19条の16第16項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法第19条の16第5項の規定による命令に違反して国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨
- (2) 当該少額領収書等に係る支出がなされた年及び支出項目
- (3) 当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地

2 法第19条の16第16項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 事務所における備付け

3 法第19条の16第16項の規定による公表の期間は、法第20条第1項の規定により報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日(その日までに法第19条の16第6項の規定による少額領収書等の写しの提出があったときは、その提出があった日)までの間とする。

(閲覧請求)

第5条 収支報告閲覧対象文書を閲覧しようとする者は、収支報告閲覧対象文書閲覧請求書(様式第12号)を愛媛県選挙管理委員会

(閲覧請求)

第2条 収支報告閲覧対象文書を閲覧しようとする者は、収支報告閲覧対象文書閲覧請求書(様式第1号)を愛媛県選挙管理委員会

(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(閲 覧)

第6条 省略

2～4 省略

(写 しの 交 付 請 求 等)

第7条 収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者

(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書(様式第13号。以下「交付請求書」という。)を委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

2 省略

(写 しの 交 付)

第8条 省略

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間延長通知書(様式第14号)により通知しなければならない。

3 写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて第1項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書(様式第15号)により通知しなければならない。

(1)・(2) 省略

(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(閲 覧)

第3条 省略

2～4 省略

(写 しの 交 付 請 求 等)

第4条 収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者

(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書(様式第2号。以下「交付請求書」という。)を委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

2 省略

(写 しの 交 付)

第5条 省略

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間延長通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

3 写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて第1項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(1)・(2) 省略

様式第4号中「第5条関係」を「第8条関係」に、「第5条第1項」を「政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程(平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号。以下「規程」という。)第8条第1項」に、「第5条第2項」を「第8条第2項」に、「第5条第3項」を「第8条第3項」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第3号中「第5条」を「第8条」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第2号中「第4条」を「第7条」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第1号中「第2条」を「第5条」に改め、同様式を様式第12号とし、同様式の前に次の11様式を加える。

様式第1号(第2条、様式第4号関係) 少額領収書等の写しの開示請求書

(表)

少額領収書等の写しの開示請求書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
開示請求者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

郵便番号
電話番号

連絡先(連絡先が上記開示請求者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)

開示請求する少額領収書等の写し	年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目
			<input type="checkbox"/> ①光熱水費 <input type="checkbox"/> ②備品・消耗品費 <input type="checkbox"/> ③事務所費 <input type="checkbox"/> ④組織活動費 <input type="checkbox"/> ⑤選挙関係費 <input type="checkbox"/> ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 <input type="checkbox"/> ⑦調査研究費 <input type="checkbox"/> ⑧寄附・交付金 <input type="checkbox"/> ⑨その他の経費
			<input type="checkbox"/> ①光熱水費 <input type="checkbox"/> ②備品・消耗品費 <input type="checkbox"/> ③事務所費 <input type="checkbox"/> ④組織活動費 <input type="checkbox"/> ⑤選挙関係費 <input type="checkbox"/> ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 <input type="checkbox"/> ⑦調査研究費 <input type="checkbox"/> ⑧寄附・交付金 <input type="checkbox"/> ⑨その他の経費
			<input type="checkbox"/> ①光熱水費 <input type="checkbox"/> ②備品・消耗品費 <input type="checkbox"/> ③事務所費 <input type="checkbox"/> ④組織活動費 <input type="checkbox"/> ⑤選挙関係費 <input type="checkbox"/> ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 <input type="checkbox"/> ⑦調査研究費 <input type="checkbox"/> ⑧寄附・交付金 <input type="checkbox"/> ⑨その他の経費
			<input type="checkbox"/> ①光熱水費 <input type="checkbox"/> ②備品・消耗品費 <input type="checkbox"/> ③事務所費 <input type="checkbox"/> ④組織活動費 <input type="checkbox"/> ⑤選挙関係費 <input type="checkbox"/> ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 <input type="checkbox"/> ⑦調査研究費 <input type="checkbox"/> ⑧寄附・交付金 <input type="checkbox"/> ⑨その他の経費

(裏)

<p>※ 開示請求の理由及び目的</p>	
<p>※ 求める開示の実施の方法等</p>	<p>1 求める開示の実施の方法 <input type="checkbox"/> (1) 閲覧 <input type="checkbox"/> (2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 [<input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付] <input type="checkbox"/> (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 [<input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付] <input type="checkbox"/> (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 [<input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付] <input type="checkbox"/> (5) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 [<input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付]</p> <p>2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分ごとの開示の実施の方法(開示の実施の方法は、上記1(1)~(5)及びア又はイ)を記入してください。)</p> <p>3 少額領収書等の写しの一部について開示の実施を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分を記入してください。)</p>
<p>■受付年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>■備考</p>	
<p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 「国会議員関係政治団体の名称」欄は、その名称が分からない場合は、公職の候補者等の氏名その他参考となる事項を記入してください。 <input type="checkbox"/> のある欄は、該当する<input type="checkbox"/> の中に L 印を付けてください。 ※印の欄の記入は、任意です。 「求める開示の実施の方法等」欄は、開示の実施方法の申出の際にも選択することができます。 ■印の欄は、記入しないでください。 	

様式第2号(第2条、様式第9号関係) 少額領収書等の写しの提出期間延長申出書

少額領収書等の写しの提出期間延長申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名

提出命令書の日付 及び文書番号	日 付 文書番号	年 月 日 第 号
延長を求めめる期間	30日間	
命令があった日	年 月 日	

延長を
求め
る
理
由

(1) 政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第14条の2の5第1号に該当
 (国会議員関係政治団体の代表者又は国会議員関係政治団体が推薦し若しくは支持する公職の候補者に係る選挙の期間中であるため)
 ア 公職の候補者の氏名
 イ 選挙の種類
衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙
その他の選挙 ()
 ウ 当該選挙の期日の公示又は告示の日 年 月 日
 エ 当該選挙の期日 年 月 日

(2) 政治資金規正法施行規則第14条の2の5第2号に該当
 (少額領収書等の写しが著しく大量であるため、その期間内にそのすべてについて当該少額領収書等の写しを提出することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため)
 ア 事務の状況その他の事情
 []

(3) 政治資金規正法施行規則第14条の2の5第3号に該当
 ((1)及び(2)のほか、期間を延長することにつき正当な理由があるため)
 ア 事務の状況その他の事情
 []

※受付年月日	年 月 日
※備 考	

記入上の注意

1 のある欄は、該当するの中に \surd 印を付けてください。

2 欄が足りない場合は、別紙に記載の上、添付してください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第3号(第2条関係) 少額領収書等の写しの提出期間延長通知書

少額領収書等の写しの提出期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

愛媛県選挙管理委員会 印

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
開 示 請 求 の あ っ た 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 名 称	年	国会議員関係政治団体の名称
延 長 前 の 期 間		
延 長 後 の 期 間		
延 長 の 理 由		
連 絡 先		

様式第4号(第2条関係) 少額領収書等の写しの開示決定通知書

その1

少額領収書等の写しの開示決定通知書 (全部開示)			
様		第 号 年 月 日	
		愛媛県選挙管理委員会 印	
開示請求年月日	年 月 日		
開示する 国会議員関係 政治団体の名称	年	国会議員関係政治団体の名称	種類及び数量
開示決定に係る少 額領収書等の写し について求めるこ とができる開示の 実施の方法並びに 開示の実施に係る 手数料の額及び 送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金 額(円)
	ア 閲覧	無料	/
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ FD	30円+10円× 枚	
	エ CD-R	60円+10円× 枚	
	オ DVD-R	70円+10円× 枚	
	計 (①)		
(2) 送付に要する費用 (②)			
(3) 合計 (①+②)			
開示の実施の申出	開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第2項及び第3項の規定により、この通知を受け取った日から30日以内に、愛媛県選挙管理委員会に対し、少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書(様式第5号)を提出してください。		
開示を実施することができる日時			

開示を実施することができる場所	
写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示を実施する場合における準備に要する日数	
連絡先	
注意	
<p>1 「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」の提出に当たっては、少額領収書等の写しの開示請求書（様式第1号）において希望された開示の実施の方法によるほか、「開示の実施の方法」欄に記載された方法の中から選択することができます。</p> <p>2 「開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用」の「金額（円）」欄は、少額領収書等の写しの開示請求書に記入された「求める開示の実施の方法等」に基づいて算定していますので、その求める開示の実施の方法等に変更が生じれば、その金額も変更されます。</p> <p>3 開示を受ける際は、この通知書を持参してください。</p>	

その2

少額領収書等の写しの開示決定通知書（部分開示）			
様		第 年 月 日 第 年 月 日	号 日
		愛媛県選挙管理委員会 印	
開示請求年月日	年 月 日		
開示する 国会議員関係 政治団体の名称	年	国会議員関係政治団体の名称	種類及び数量
開示をしない部分 及びその理由	開示をしない部分	開示をしない理由	
開示決定に係る少額領収書等の写しについて求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	ア 閲覧	無料	/
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ FD	30円+10円× 枚	
	エ CD-R	60円+10円× 枚	
	オ DVD-R	70円+10円× 枚	
	計 (①)		
(2) 送付に要する費用 (②)			
(3) 合計 (①+②)			

開示の実施の申出	開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第2項及び第3項の規定により、この通知を受け取った日から30日以内に、愛媛県選挙管理委員会に対し、少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書(様式第5号)を提出してください。
開示を実施することができる日時	
開示を実施することができる場所	
写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示を実施する場合における準備に要する日数	
連絡先	
<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県選挙管理委員会が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
<p>注意</p> <p>1 「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」の提出に当たっては、少額領収書等の写しの開示請求書(様式第1号)において希望された開示の実施の方法によるほか、「開示の実施の方法」欄に記載された方法の中から選択することができます。</p> <p>2 「開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用」の「金額(円)」欄は、少額領収書等の写しの開示請求書に記入された「求める開示の実施の方法等」に基づいて算定していますので、その求める開示の実施の方法等に変更が生じれば、その金額も変更されます。</p> <p>3 開示を受ける際は、この通知書を持参してください。</p>	

様式第5号（第2条、様式第4号関係） 少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

（表）

少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
 開示申出者
 住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

郵便番号
 電話番号

連絡先（連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号）

開示決定書の日付 及び文書番号	日付	年 月 日	
	文書番号	第 号	
国会議員 関係政治団体 の名称等	年	国会議員関係政治団体の名称	種類及び数量
求める開示の 実施の方法等	1 求める開示の実施の方法		
	<input type="checkbox"/> (1) 閲覧		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> (2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
<input type="checkbox"/> (5) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	